

一般教育訓練明示書

講座の名称	中央大学大学院 国際情報研究科修士課程国際情報専攻（修士論文コース）																
実施方法	① 通学 （ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 回）																
指定講座番号（15桁）	1	3	2	0	7	8	6	—	2	3	1	0	0	1	2	—	8
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金 対象講座の指定期間					過去一年 の講座 実績		入講者数（累積）（32人） ※2025年度入学者数				修了者数 （ 11人） ※2024年度修了者数					
令和5年4月1日	令和8年3月31日まで																
訓練期間	24ヶ月							総訓練時間				450時間					
1. 教育訓練目標																	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						修士（国際情報）											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						中央大学大学院											
③当該資格等を取得するための要件 または受験資格等						修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（30単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる 職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						民間企業の法務部門、情報部門、国際公務員、国家公務員、地方公務員											
2. 教育訓練の内容																	
教科（カリキュラム）								時間				使用教材名					
大学院履修要項（国際情報研究科編）参照																	
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）																	
①受講するに当たって必要な実務経験等						特になし（ただし、社会人特別入学試験では、実務経験を有する者）。											
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準						学士学位、またはこれに準ずる資格取得。											
③その他						特になし											
4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況																	
（1）資格取得状況																	
① 前年度内の受講修了者数						11 人											
② ①のうち目標資格の受験者数						11 人		受験率(②/①)				100.0		%			
③ ②のうち合格者数						11 人		合格率(③/②)				100.0		%			
④ 上記②・③の回答者数						11 人											
（2）受講修了者による講座の評価等																	
① 回答者総数						10 人											
②受講開始時の 就業状況等		1 正社員				6 人		②A：就業者計 7人									
		2 非正社員、派遣社員				1 人											
		3 その他の就業（自営業等）				0 人		②B：非就業者計 3人									
		4 非就業				3 人											
③就業中の受講者 による講座の評価		1 処遇の向上（昇進、昇格、資格手当等）に役立つ				0 人		③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下) 7人									
		2 配置転換等により希望の業務に従事できる				1 人											
		3 社内外の評価が高まる				3 人											
		4 円滑な転職に役立つ				1 人											
		5 趣味・教養に役立つ				2 人											
		6 その他の効果				0 人											
		7 特に効果はない				0 人											
④就業していない 受講者による 講座の評価		1 早期に就職できる				0 人		④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 3人									
		2 希望の職種・業界で就職できる				1 人											
		3 より良い条件（賃金等）で就職できる				0 人											
		4 趣味・教養に役立つ				1 人											
		5 その他の効果				0 人											
		6 特に効果はない				1 人											
⑤受講者の就業状況		1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した				2 人		⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 2人									
		2 受講修了後3～6か月以内に就職した				0 人											
		3 受講修了後6～12か月以内に就職した				0 人											
		4 就職していない				0 人											
⑥講座の全体評価		1 大変満足				6 人		⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下) 9人									
		2 おおむね満足				2 人											
		3 どちらとも言えない				1 人											
		4 やや不満				0 人											
		5 大いに不満				0 人											

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法			
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識、能力の評価に合格した者には、所定の単位を与える。試験は、原則として学年末又は学期末に行い、筆記または口述によるものとする。ただし論文の提出、その他の方法によることができる。修了認定は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（30単位）以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。		
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法			
修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（30単位）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。			当該年度末（3月）
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
（1）受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		各学生には専任教員を指導教授として選任し、単位の修得状況及び修士論文の進捗状況に応じて、適宜研究指導を行う。	
（2）受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 （例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況）		中央大学キャリアセンターが就職支援を行う。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 中央大学		代表者名：理事長 大村 雅彦
住所及び連絡先	〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1		
施設名称及び施設長名	中央大学大学院	施設長	：学長 河合 久
住所及び連絡先	〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1		
給付制度担当部署	中央大学国際情報学部事務室		
一般教育訓練経費 支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費（①＋②）		966,000 円
	①入学科（税込額） （※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）		240,000 円
	②受講料（税込額） （※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）		726,000 円
			（うち、必須教材費 0 円）
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費（①＋②＋③＋④）		145,000 円
	①副読本代（税込額）		0 円
	②実習等に伴う交通費・宿泊費（税込額）		0 円
	③施設維持費（税込額）		145,000 円
	④その他（法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代）（税込額）		0 円
	3. 総額（1＋2）（税込額）		1,111,000 円
	《特記事項》		

教育訓練給付制度の適正な利用に必要なとなる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)
一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学科及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2)
受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3)
現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学科及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4)
一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあって

一般教育訓練明示書

講座の名称	中央大学大学院 国際情報研究科修士課程国際情報専攻（特定課題研究論文コース）																
実施方法	① 通学 （ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 回）																
指定講座番号（15桁）	1	3	2	0	7	8	6	—	2	3	1	0	0	2	2	—	0
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金 対象講座の指定期間					過去一年 の講座 実績		入講者数（累積）（32人） ※2025年度入学者数					修了者数 （ 11人） ※2024年度修了者数				
	令和5年4月1日					令和8年3月31日まで											
訓練期間	24ヶ月							総訓練時間					600時間				
1. 教育訓練目標																	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						修士（国際情報）											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						中央大学大学院											
③当該資格等を取得するための要件 または受験資格等						修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（40単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、特定課題研究論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる 職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						民間企業の法務部門、情報部門、国際公務員、国家公務員、地方公務員											
2. 教育訓練の内容																	
教科（カリキュラム）								時間				使用教材名					
大学院履修要項（国際情報研究科編）参照																	
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）																	
①受講するに当たって必要な実務経験等						特になし（ただし、社会人特別入学試験では、実務経験を有する者）。											
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準						学士学位、またはこれに準ずる資格取得。											
③その他						特になし											
4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況																	
(1) 資格取得状況																	
① 前年度内の受講修了者数						6 人											
② ①のうち目標資格の受験者数						6 人		受験率(②/①)		100.0		%					
③ ②のうち合格者数						6 人		合格率(③/②)		100.0		%					
④ 上記②・③の回答者数						6 人											
(2) 受講修了者による講座の評価等																	
① 回答者総数						5 人											
②受講開始時の 就業状況等		1 正社員				2 人		②A：就業者計 2人									
		2 非正社員、派遣社員				0 人											
		3 その他の就業（自営業等）				0 人											
		4 非就業				3 人											
								②B：非就業者計 3人									
③就業中の受講者 による講座の評価		1 処遇の向上（昇進、昇格、資格手当等）に役立つ				0 人		③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下) 2人									
		2 配置転換等により希望の業務に従事できる				0 人											
		3 社内外の評価が高まる				2 人											
		4 円滑な転職に役立つ				0 人											
		5 趣味・教養に役立つ				0 人											
		6 その他の効果				0 人											
		7 特に効果はない				0 人											
④就業していない 受講者による 講座の評価		1 早期に就職できる				0 人		④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 3人									
		2 希望の職種・業界で就職できる				0 人											
		3 より良い条件（賃金等）で就職できる				1 人											
		4 趣味・教養に役立つ				2 人											
		5 その他の効果				0 人											
		6 特に効果はない				0 人											
⑤受講者の就業状況		1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した				3 人		⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 3人									
		2 受講修了後3～6か月以内に就職した				0 人											
		3 受講修了後6～12か月以内に就職した				0 人											
		4 就職していない				0 人											
⑥講座の全体評価		1 大変満足				2 人		⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下) 5人									
		2 おおむね満足				3 人											
		3 どちらとも言えない				0 人											
		4 やや不満				0 人											
		5 大いに不満				0 人											

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法			
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識、能力の評価に合格した者には、所定の単位を与える。試験は、原則として学年末又は学期末に行い、筆記または口述によるものとする。ただし論文の提出、その他の方法によることができる。修了認定は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（40単位）以上を修得し、特定課題研究論文の審査及び最終試験に合格した者とする。	
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法			
修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程に2年以上在学し、所定の単位（30単位）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、特定課題研究論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。			当該年度末（3月）
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
（1）受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		各学生には専任教員を指導教授として選任し、単位の修得状況及び修士論文の進捗状況に応じて、適宜研究指導を行う。	
（2）受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 （例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況）		中央大学キャリアセンターが就職支援を行う。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名		学校法人 中央大学	代表者名：理事長 大村 雅彦
住所及び連絡先		〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1	
施設名称及び施設長名		中央大学大学院	施設長：学長 河合 久
住所及び連絡先		〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1	
給付制度担当部署		中央大学国際情報学部事務室	
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費（①＋②）		966,000 円
	①入学科（税込額） （※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）		240,000 円
	②受講料（税込額） （※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。）		726,000 円
	（うち、必須教材費 0 円）		
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費（①＋②＋③＋④）		145,000 円
	①副読本代（税込額）		0 円
	②実習等に伴う交通費・宿泊費（税込額）		0 円
	③施設維持費（税込額）		145,000 円
	④その他（法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代）（税込額）		0 円
	3. 総額（1＋2）（税込額）		1,111,000 円
《特記事項》			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくをお願いいたします。

- （1）
一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学科及び受講料（最大1年分）に限られます。
- （2）
受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- （3）
現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学科及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請する必要があります。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- （4）
一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。